

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 二木 博史



学位申請者 胡 日 査（ホルチャ一）

論 文 名 日本の東部内モンゴル統治の研究（1932－1945）——「満洲国」の対モンゴル民族政策の構造と過程を中心に——

【審査結果】

本学位請求論文は、政策決定に主導的役割をはたした関東軍参謀片倉衷のこした「片倉文書」をはじめ、各種文書館で収集した一次資料や、日刊紙など定期刊行物に掲載された記事にもとづき、関東軍、満洲国政府が内モンゴル東部のモンゴル人地域に対して実施した特別な政策を、満洲国の誕生から崩壊の時期まで考察したものである。

純モンゴル地域とモンゴル人・漢人混住地域の併存、モンゴル人の行政単位「旗」と漢人の行政単位「県」の関係、モンゴル地域を管轄する中央の機関と他の部局との対立を重視しつつ、政策決定のプロセス、政策の実施、政策の修正を実証的に記述したはじめての論文であること、関東軍、満洲国政府の全体的な政策決定のわくぐみのなかで対モンゴル民族政策が検討されており、満洲国研究にも寄与することが、とくにたかく評価された。

テーマの重要性、利用された史資料の質、先行研究に対する理解、総合的な分析能力、結論の独自性のいずれにおいても、本論文は卓越している。

よって審査委員会は、論文審査と最終試験（公開審査）の結果にもとづき、全員一致で、学位申請者に対し博士（学術）の学位を授与するのが適当と判断した。

2011年3月3日におこなわれた最終審査には、本学の教授二木博史（主査）、白井佐知子教授、井尻秀憲教授、岡田和行教授のほか、学外からボルジギン・ブレンサイン准教授（滋賀県立大学）が参加した。

【論文の概要】

本論文は、本文（212 ページ）、参考文献、附表、附図、附属資料、年表等から構成される。全 298 ページ。

本文の構成は、以下のようである。

序論

- 第1章 対モンゴル民族政策の確立と興安局の設置——興安局から興安総署への改編を中心にして——
- 第2章 盟旗制度の改編と地域統治の確立——興安省成立の政策過程の分析——
- 第3章 対モンゴル民族政策の確立をめぐる内部闘争——興安総署菊竹実蔵次長の辞職の事例から——
- 第4章 対モンゴル民族政策の調整と蒙政部の設置——興安総署から蒙政部への改編を中心にして——
- 第5章 対モンゴル民族政策をめぐる論争——蒙政部の政策展開と満洲評論派の批判を中心にして——
- 第6章 多民族地域における対モンゴル民族政策の展開——興安北省の行政整備と民族分化の事例から——
- 第7章 雜居地帯における対モンゴル民族政策の展開——錦熱蒙旗の旗制施行の政策過程——
- 第8章 対モンゴル民族政策の転換と蒙政部の廃止——蒙政部の廃止と興安局の設置を中心にして——
- 第9章 対モンゴル民族政策の急進的変化の過程——社会階層の改造と特殊行政の廃止を中心にして——
- 第10章 対モンゴル民族政策の原点復帰と終結——統治機構の整備と興安総省の設置をめぐって——

結論

序論では、満洲国の対モンゴル民族政策を、中央と地方における統治機構の変遷によってたどることができるというみとおしをのべる。中央統治機構を例にとれば、興安局（1932年3・8月）、興安総署（1932年8月 - 1934年11月）、蒙政部（1934年12月 - 1937年6月）、（新）興安局（1937年7月 - 1945年8月）という改編は、対モンゴル民族政策の「特殊化」から「一般化」、「漸進論」から「急進論」への変化をしめしているとする。統治機構と政策過程を分析することにより、満洲国の対モンゴル民族政策をあきらかにするという本論文の執筆目的がしめされている。先行研究をレビューしたうえで、本テーマの研究に必要な4種類の視点を整理している。第1に、満洲国の対モンゴル民族政策を連続したひとつの過程、すなわち「確立—調整—転換—復帰」ととらえ、その全体を解明すること。第2に、対モンゴル民族政策をめぐる各種の矛盾・対立と政策の形成・実施を関連させて分析すること。第3に、当時の満洲国における民族的、社会的、経済的諸要因をすべて視野にいれ、総合的に考察をおこなうこと。第4に、各種文書館に所蔵される文書史料

および当時の定期刊行物、とくに日刊紙に掲載された記事を重視し、戦後だされた回想録の記述については慎重な態度でのぞむこと。

全 10 章は、内容のうえから、対モンゴル民族政策の確立をあつかった第 1 部（第 1、2、3 章）、同政策の調整と展開を論じた第 2 部（第 4、5、6、7 章）、同政策の「一般化」への転換を考察した第 3 部（第 8、9 章）、同政策の「一般化」から「特殊化」への回帰を検討した第 4 部（第 10 章）にわかれる。

第 1 章では、興安局の創設から興安総署への改編までをあつかい、満洲国初期の対モンゴル民族統治の確立をしめした。「興安局官制」の制定と公布をめぐる問題をくわしく検討して通説をしりぞけると同時に、実際には 1932 年 4 月 1 日に公布された同官制が「3 月 9 日公布」とされた原因について、リットン調査団の調査や関係者の意見統一の必要性によって説明している。興安総署への改称の経緯と改称後の官制の変化を検討し、中央政府が、純モンゴル地域である興安省と、興安省に編入されなかつたモンゴル人・漢人混住地域（雑居地帯）におけるモンゴル人問題をいかに解決しようとしたかについて考察した。

第 2 章では、興安南分省、同東分省、同西分省の設置とそれによる民族紛争にふれつつ、純モンゴル地域として構想された、「特別区域」たる興安省の成立を論じている。関東軍と満洲国政府は当初、純モンゴル地域の地理的範囲を十分に把握しておらず、モンゴル人と漢人の混住の実態を無視して興安省を強引に設置したため、地域によっては漢人住民がわからぬつよい反対をまねいた。モンゴル人がわは、漢人のおく居住する旧旗地を回収しようし、漢人がわは県行政の維持をはからうとして、民族対立が生じたが、関東軍と満洲国政府は政策を修正しつつ、強力な地域統治システムを確立したと分析する。

第 3 章では、興安局および興安総署の次長として、関東軍参謀の片倉衷とともに、満洲国初期の対モンゴル民族政策の中心にあつた菊竹実蔵の失脚、再起のための運動の分析をとおして、関東軍、満洲国の対モンゴル民族統治に内包した矛盾がとりあげられている。関東軍は、最初は 1910 年代の「モンゴル独立運動」以来とてきた“大陸浪人”ら民間の「モンゴル関係者」を利用する路線をとっていたが、満洲事変後はかれらを排除する方針に転換した。満洲国の機構ができあがるなかで、事変後にモンゴル自治運動を指導したガンジョールジャブら有力なモンゴル人活動家には重要なポストがあたえられなかつた。不満をもつた「モンゴル関係者」やかれらと関係をもつモンゴル人グループの反菊竹運動が、菊竹の更迭につながつたと解釈する。片倉衷は、1932 年夏に關東軍をさつたあとも、ひきづきその影響力を行使し、みずから設計したモンゴル民族統治システムを安定させるため、菊竹の再登用をはかるが、不成功におわつたことをしめす。

第 4 章では、1934 年の興安総署から蒙政部への改編が、満洲国による対モンゴル民族政

策の調整の直接的結果だということをしめそうとした。モンゴル人、漢人が混住する地域をモンゴル旗制によって統治しようとしたこころみの失敗、「省外四旗」（興安省にふくまれなかつた四旗）に旗制を実施した経緯についてのべたうえで、興安省外の旧モンゴル旗に対する統治政策の調整、モンゴル民族に対する国務院の行政システムの再設計により、蒙政部が設置されたことを説明する。蒙政部にあたえられた権限は「五族協和」の範囲に限定されていたが、モンゴル人官吏からは歓迎されたこと、興安総署から蒙政部への改組は、対モンゴル民族中央統治機構を強化することによって、その支配を安定させる政策であったことをのべる。

第5章では、『満洲評論』誌に拠った橋樺らと、蒙政部の当局者、あるいはその支持者とのあいだでなされた「奴隸解放」に関する論争をとりあげるかたちで、対モンゴル民族統治に関するふたつの代表的なかんがえ方を分析している。蒙政部は、経済上は産業開発を政策の重点とし、政治上は対モンゴル民族中央統治機構を強化し、徐々に社会改革をすすめるという「漸進論」にたっていたが、『満洲評論』派は、「農奴解放」を政策の中心にすえ、身分制度、土地所有の問題をただちに全面的に解決すべきという「急進論」を開いていた。蒙政部の担当者は、平民の貴族に対する階級的義務はすでに解消しているという立場にたっていたので、平民を「農奴」と理解する『満洲評論』派のかんがえや、平民とごく少数残存していた「家内奴隸」のいずれをも「奴隸」と解釈するような一部のモンゴル人官吏の「奴隸解放論」は、うけいれることができなかつたと解説する。また、この論争によって蒙政部の権威とその政策が相当の打撃をこうむつた点を強調する。

第6章では、興安北分省（のちに興安北省）に対する統治をとりあげ、関東軍、満洲国の多民族地域における対モンゴル民族政策を詳細にえがきだしている。満洲国の成立直後は、当時、実権をにぎっていたリンション（凌陞）らダグール（ダウル）人を重用し、モンゴル系の集団別に旗を設置した。しかし「蘇炳文事件」を契機にして多民族問題が顕在化すると、ウルジンを代表とするブリヤート人重視の傾向がうまれた。他方、「北満特別区」の廃止にともない、漢人統治の問題をめぐって、民政部と蒙政部のあいだに紛争が生じた。興安北省の中心都市ハイラルの新街は民政部、旧街は蒙政部が管轄するような複雑な問題が存在した。モンゴル人民共和国と満洲国とのあいだに発生した国境紛争を処理するための「満洲里会議」が進行するなか、リンションはソ連・モンゴルに対して軍事情報をながした容疑で1936年に処刑され、ダグール人勢力は消滅し、かわりにバルガ人のエルヒムバトが興安北省長に任命された。これら一連の事件から、関東軍、満洲国がいかに民族集団を分断し支配しようとしたかが、具体的にわかると結論する。

第7章では、関東軍の「熱河作戦」後の熱河省におけるモンゴル旗の形成、錦州省・熱河省のモンゴル旗の再編、両省における旗制の施行の問題をとりあげ、モンゴル人・漢人の混住地域における対モンゴル人民族政策について検討をくわえている。「廢省置道」を

めざす満洲国全体の地方制度改革のなかで、純モンゴル地域と混住地域の境界を正確に確定するという方針のなかから、錦州省・熱河省のモンゴル旗が再編されたが、民政部と興安総署の対立のために、すぐには旗制が施行されなかった。しかし結局、モンゴル人勢力の利用の必要もあり、モンゴル旗を「法人」化したうえで、特別の旗制を実施したと解釈する。またこれにより、旗県複合制度が確立されたとみる。

第8章では、1937年における蒙政部の廃止と（新）興安局の設置について検討し、対モンゴル民族行政が「特殊化」から「一般化」に方向転換した要因を分析している。蒙政部の時期には、蒙政部が中心となり、國務院の各部局が主管事項別に対モンゴル人行政を指揮監督するという「二元的管理体制」をとっていたが、このシステムは蒙政部と他の部局との対立を生じさせるという欠陥も有していた。「五族協和」という大原則にはずれるような、モンゴル人を行政面で特別あつかいにすることに対する批判もでてきていた。「満洲国第二期経済建設」による行政改革の要請も影響した。（新）興安局は、総理大臣と國務院各部局の諮問連絡機関の機能しかもたないものであり、蒙政部とくらべるとその権限はきわめて制限され、モンゴル人官吏が不満を表明したことにも言及している。

第9章では、（新）興安局の設置後になされた貴族制度の改変、宗教政策の変更、特殊行政の廃止についてのべ、1937年から1941年にかけて、それまでの「漸進的」政策がいかに「急進的」政策に転換したかについて論述している。貴族に対する政策については、かれらの領地に対する権利がうしなわれ世襲も否定されたが、経済的には優遇された点を重視すべきと主張し、満洲国政府によって「王公制度」が廃止されたという見方に異議をとなえ、貴族は特別な階層として保護されたというかんがえをのべる。地方行政については、「興安振興計画」の実施を契機に省レベルでの「特殊行政」の残滓が一掃され、他省との区別がなくなったこと、興安各省のモンゴル旗、省外四旗、錦州・熱河両省のモンゴル旗に適用される「旗制」が一元化され、「県制」と同様に統一化されたことの重要性を指摘する。

第10章では、1940年からでてきた、中央集権制の緩和、地方分権の強化のかんがえ方、すなわち「地方第一線論」に注目するとともに、太平洋戦争の勃発、「基本国策大綱」の制定のなかで、対モンゴル民族行政が、ふたたび「一般化」から「特殊化」の方向にむかったプロセスとその要因を分析している。この政策の変化のうらには、モンゴル人に対する統治を強化し、モンゴル人官吏をつなぎとめ、ソ連からの攻撃にそなえるという戦略もあったと解釈する。1943年の興安総省の設置によって、興安各省は興安南、東、西、中、北の5地区に再編されて、総省長（モンゴル人）には比較的つよい権限があたえられたが、総理大臣および各部大臣の指揮監督をうけるという点ではそれ以前の興安各省長とくらべ、実質的なちがいはなかったこと、結局、モンゴル人には真の意味での自治はあたえられなかつたことを強調する。

結論では、あらためて対モンゴル民族政策の「確立一調整一転換一復帰」の図式によつて、全10章の内容を要約し、純モンゴル地域とモンゴル人・漢人混住地域に対する政策をめぐって生じたさまざまな対立や、政策の決定のプロセスのなかで中心になった諸勢力の統治理念について整理をおこなった。そして満洲国の東部内モンゴルに対する統治が、戦後の当該地域での政治体制にいかなる影響をあたえたかについての検討が、今後の研究課題になるとしめくくっている。

【論文の評価】

満洲国時代の内モンゴル東部の歴史、社会についての研究はこれまでもある程度なされてきたが、それらは特定の時期、あるいはテーマに限定されていて、本論文のような、全期間にわたって、政策決定のプロセス、政策の実施、政策の修正を丹念におった研究は、はじめてである。

関東軍、満洲国政府はモンゴル人の居住する地域に対して、他の地域とはことなる特別な行政を実施したが、具体的な政策が、いかなる政治的、社会的、経済的な背景のなかで、どのような方針、立場の対立のなかで決定され、修正されたのかについて、本論文では「漸進論」と「急進論」、「一般化」と「特殊化」といった対立する概念をもちいつつ、「確立一調整一転換一復帰」という全体的図式でみごとに説明している。

当時の内モンゴル東部には「純蒙地帶」（純モンゴル地域）と「雜居地帶」（モンゴル人・漢人混住地域）があり、清代以来の伝統的行政単位「旗」の維持を主張するモンゴル人の立場と、移住した漢人の行政のためにつくられた「県」による支配を重視する漢人の利害は、しばしば対立し、それが満洲国の対モンゴル民族政策の決定にさいし、おおきく作用したこと、「五族協和」という理念とモンゴル人に対する優遇政策が場合によっては衝突したこと、満洲国全体での政策の変化が対モンゴル人行政にも決定的な影響をあたえたことが、この論文によってきわめて具体的にあきらかにされた点も重要だ。

各章がそれぞれ完結したすぐれた論文になっているうえに、全体としてもよくまとまっている点も評価された。

著者は、国会図書館と東京大学に所蔵される「片倉衷文書」、外務省や防衛省などに所蔵される一次資料のほか、当時刊行されていた『満洲日報』『新京日日新聞』などの日刊紙からも徹底的に情報を収集しており、利用された資料の質が本論文の質をたかめるのに、かなり決定的な要素になっている。

審査委員からだされた、今後の課題とすべき問題にかかわる主要なコメントや質問は、以下のとおりである。

- (1) 政策の「確立—調整—転換—復帰」という図式は、たいへん明快で、全体的なながれを説明するのに有益だが、逆にあまりにも明快なため、この図式にあてはまらない事項もでてくるのではないか。
- (2) 内モンゴル東部では19世紀以来、かなり農耕化がすすみ、モンゴル人のおおくは、農民であるか、あるいは半農・半牧の形態をとっていた。モンゴル人＝牧畜民、漢人＝農民という図式が成立しない、当該地域の特徴に関する説明が、もうすこしくわしくなされるべきではなかったか。
- (3) 清代あるいは中華民国期にモンゴル人に対する行政を担当した理藩院、蒙藏院などの機能は、満洲国における対モンゴル民族政策立案にさいし参考にされたとかんがえられるので、これらの機関についての記述がある程度なされるべきではないか。
- (4) 先行研究に言及する場合、おおく批判の対象としてあつかわれているが、もうすこし丁寧に先行研究の成果を紹介すべきではないか。
- (5) 本研究は、植民地研究とも密接な関連を有するので、植民地研究の諸成果をも反映させるかたちでの記述がくわわっていれば、さらに内容にあつみのある論文になりえた。

これらのコメント、質問に対するホルチャー氏の受けたえは、具体的かつ体系的で、現段階での研究の到達点と今後の展望を充分に自覚していることが確認された。

論文の内容と最終試験の結果を総合的に判断して、審査委員会は全員一致で、上記の結論に達した。